次に掲げる規則をここに公布する。

1　気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

2　気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

3　気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則

4　気仙沼市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

5　気仙沼市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

令和7年9月30日

気仙沼市長

気仙沼市規則第29号

気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例施行規則（平成18年気仙沼市規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「面瀬地域」を「面瀬」に改める。

第１条中「面瀬地域」を「面瀬」に，「第16条」を「第17条」に改める。

第２条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め，同条第１項中「市面瀬地域」を「市面瀬」に，「使用の」を「利用の」に，「面瀬地域ふれあいセンター使用許可申請書」を「面瀬ふれあいセンター利用許可申請書」に，「使用期日」を「利用期日」に，「指定管理者」を「市長（条例第４条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあっては，当該指定管理者。次項及び第５条において同じ。）」に改め，同条第２項中「指定管理者」を「市長」に，「面瀬地域ふれあいセンター使用許可書」を「面瀬ふれあいセンター利用許可書」に改める。

第３条第１項第１号及び第２号中「使用」を「利用」に改め，同条第２項中「面瀬地域ふれあいセンター使用料減免申請書」を「面瀬ふれあいセンター使用料減免申請書」に改める。

第４条第１号中「使用の」を「利用の」に，「使用者」を「利用者」に，「使用できないとき」を「利用できないとき」に改め，同条第２号中「使用者」を「利用者」に，「使用日」を「利用日」に，「使用の」を「利用の」に改める。

第５条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め，同条中「使用者」を「利用者」に改め，同条第２号中「き損」を「毀損」に改め，同条第５号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条第２号中「き損」を「毀損」に改める。

第８条を第９条とし，第７条の次に次の１条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）

第８条　条例第４条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における様式第１号及び様式第２号の適用については，様式第

１号及び様式第２号中「気仙沼市長」とあるのは「指定管理者」とする。

様式第１号から様式第３号までを次のように改める。

様式第１号（第２条関係）

面瀬ふれあいセンター利用許可申請書

年　　月　　日

気仙沼市長　宛

住　所
申請者　団体名
氏　名
電　話　　（　　）

次のとおり利用許可を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">利用日時</td><td colspan="5">年　月　日（　）～　年　月　日（　）
午前・午後　時　分～午前・午後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="5">名称：　　内容：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用時間
利用区分</td><td>午前</td><td>午後</td><td>夜間</td><td>全日</td><td rowspan="2">使用料</td></tr>
<tr><td>午前８時30分から正午まで</td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>午後６時から午後10時まで</td><td>午前８時30分から午後10時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用場所</td><td>体育館</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>研修室１</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>研修室２</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>会議室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>調理実習室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>利用器具</td><td>冷房・暖房</td><td colspan="4">@　　円×　　台×　　時間</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用人員　　人</td><td colspan="3"></td><td>使用料合計</td><td>円</td></tr>
</table>

※太線の枠内だけ記入し，該当する欄に○を付けてください。
※許可の決定に当たり，暴力団の利益となる利用を制限するため必要があるときは，気仙沼警察署に照会することがあります。

使用料査定	免除・減額・有料

許可番号　　第　　号
許　　可　　年　　月　　日

様式第２号（第２条関係）

面瀬ふれあいセンター利用許可書

許可番号　　第　　号
許　　可　　年　　月　　日

様

気仙沼市長

次のとおり利用を許可します。

利用日時		年　月　日（　）～　年　月　日（　） 午前・午後　時　分～午前・午後　時　分				
利用目的		名称：　　内容：				
利用時間 利用区分		午前 午前８時30分から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後10時まで	全日 午前８時30分から午後10時まで	使用料
利用場所	体育館					円
	研修室１					円
	研修室２					円
	会議室					円
	調理実習室					円

利用器具	冷房・暖房	@　　円×　　台×　　時間		円
利用人員　　人			使用料合計	円

使用料査定	免除・減額・有料

利用の条件

1　利用の際は，この許可書を提示し，係員の指示を受けてください。

2　利用の権利の譲渡又は転貸はできません。

3　利用時間を厳守し，利用後は原状に復してください。

4　許可を受けないで物品の販売，寄附金の募集及び飲食物の提供はできません。

5　清掃及び整頓を行い，利用後は係員に報告し，点検を受けること。

様式第３号（第３条関係）

面瀬ふれあいセンター使用料減免申請書

年　　月　　日

気仙沼市長　宛

住　所
申請者　団体名
氏　名
電　話　　（　　）

気仙沼市面瀬ふれあいセンター条例施行規則第３条の規定により，次のとおり使用料の減免を申請します。

利用日時	年　月　日（　）～　　年　月　日（　） 午前・午後　時　分～午前・午後　時　分
利用場所	・体育館　・研修室１　・研修室２　・会議室 ・調理実習室

減　免　の　理　由	・市主催	・自治会
	・福祉関係団体	・幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校（高等部を除く。），保育所又は認定こども園
	・社会教育関係団体	・その他（　　）
	規則第３条第１項第　　号	

※この申請書は，利用許可申請書と同時に提出してください。

決　　定

使　用　料	円
減　免　額	円
減免後使用料	円

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和７年10月６日から施行する。

（気仙沼市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

２　気仙沼市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成18年気仙沼市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「面瀬地域」を「面瀬」に改める。